

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月11日

横浜市契約事務受任者  
こども青少年局長 吉川 直友

1 契約の概要

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分)  
封入封緘業務委託

2 履行(納品)場所

受託者社内、横浜港郵便局、19郵便局支店

3 契約日

令和5年6月26日

4 履行日又は履行期間

令和5年4月3日から令和6年2月29日まで

5 契約金額

7,961,800円(概算契約)

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社アイネス 公共営業部  
東京都中央区晴海3-10-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

国の決定に基づき、低所得の子育て世帯に対する給付金の支給を非常に短い期間で実行しなければならず、通常の契約手続きを実施する暇がなく、至急の事務においても適正かつ正確な業務を遂行するために、既に本市で同様の業務実績のある事業者と緊急契約を結ばざるを得なかったため。

8 契約の相手方の選定理由

株式会社アイネス 公共営業部  
契約相手方は、日頃から児童手当・児童扶養手当受給世帯宛の送付物の封入封緘・発送作業に携わり、かつ令和4年度「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金業務委託」の受託者です。

約 36,000 通の大量の送付物を短期間で正確に送付する必要があることから、今回の業務委託においても迅速かつ適切な対応が可能である唯一の事業者と判断できる当該事業者を選定しました。

## 9 所管課

こども青少年局こども家庭課